

平成 29 年 7 月 1 日

社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会
女性活躍推進に関する行動計画(第 1 次)

女性活躍推進法に基づき、本会における女性職員の活躍推進に向けた行動計画を下記の通り策定します。

計画期間 平成 29 年 7 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

1. 女性の活躍推進に向けた取り組み

(1) 現状と課題

本会正職員における女性職員の割合は、60%と約半数を超えており介護サービスを中心に女性の活躍する職場であるといえるが、一般事務職については、女性職員の割合が低く、今後、意欲ある女性職員の採用、登用に努める必要がある。

また、役職段階における女性職員の割合についても一般事務職について、女性の割合が低い状況にある。

① 正職員における女性職員の割合 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

職 種	職員数	女性職員数	
		人 数	割 合
一般事務	17 人	4 人	23%
相談事業	10 人	7 人	70%
介護サービス	30 人	23 人	76%
合 計	57 人	34 人	60%

② 役職段階における女性職員の割合 ※[女性の数] (平成 29 年 4 月 1 日現在)

職 種	管理職	主 任	一般職	合 計
一般事務	4[1]人	8[2]人	18[12]人	30[15]人
相談事業	0 人	4[3]人	14[12]人	18[15]人
介護サービス	0 人	12[8]人	268[232]人	280[240]人
合 計	4[1]人	24[13]人	300[256]人	328[270]人

(2) 目 標

一般事務職の管理的役職(主任以上)における女性職員の割合を 30%以上にする。

(3) 取組内容

① 管理職等を対象に女性活躍推進に関する研修を行う。

〔実施期間：平成 29 年 7 月～平成 32 年 3 月〕

② 女性職員を対象に管理職育成を目的としたキャリアアップ研修を実施する。

〔実施期間：平成 29 年 7 月～平成 32 年 3 月〕

2. 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取り組み

(1)現状と課題

本会の職員の育児休業等の取得状況は、下記の通り。女性職員は就業規則に基づき、取得している状況であるが、男性職員(対象者2名)については、育児休業等に対する意識が薄く、取得に至っていない。

男性職員の家事、育児の参加は、女性活躍推進のためには不可欠であり、全職員に対して意識啓発を積極的に行う必要がある。

①職員の育児休業取得日数(対象：満1歳未満の子供を養育する職員)

区 分	対象者数	取得状況	
		人 数	取得日数
男性職員	2人	0人	0日
女性職員	6人	6人	1,423日
合 計	8人	6人	

(平成29年4月1日現在)

(2)目 標

子育てを目的とする休暇の取得を促進する。目標取得率 100%

(3)取組内容

①全職員への周知、啓発し、子育てに関する休暇の取得を奨め、女性活躍推進に関する研修を行う。〔実施期間：平成29年7月～平成32年3月〕

②管理職、一般職員への周知、啓発の実施し、男性職員の家庭生活参加を促進する。〔実施期間：平成29年7月～平成32年3月〕